

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富山県入善町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 町内全域

(1) 現況

本町は、富山県の北東部に位置しており、北アルプスから奔流する一級河川の黒部川が形成した、広大で肥沃な扇状地の中央部分を占めている。このため、農地の99%が水田であり、ほ場整備もほぼ全域で完了している。このことを背景に営農組織や農業法人等の担い手への農地の集積が進み、水稻を中心とした大規模な水田農業経営が展開されるとともに、水田のフル活用に向けた、大豆や大麦、園芸作物等の栽培による経営の複合化に取り組まれている。これらのことから、農業用排水路や農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担を軽減するための地域ぐるみの取組が必要となっている。

また、農業の有する環境保全効果や安全な農産物等への関心の高まりを受け、より一層、環境負荷を軽減する生産方式の導入が求められていることから、国や県、JA等の関係機関と連携しながら、環境にやさしい農業生産活動の推進を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が共同で取り組む農業生産活動や農地・水路などの保全活動及び、環境と調和した農業生産方式の導入を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	町内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針第3の5に規定する町が記載する必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進組織には、入善町、入善土地改良区、富山県新川農林振興センター等が会員として参画するものとする。